

政策群『安全かつ効率的な国際物流の実現』に関する
関係省庁調整会議について

平成 16 年 5 月 25 日
関係省庁申合せ
平成 17 年 3 月 30 日一部改正
平成 17 年 12 月 20 日一部改正

1. 政策群『安全かつ効率的な国際物流の実現』の枠組みにおいて、物流セキュリティの強化と物流効率化の両立に向けての施策を講じていく上での各省庁間の連絡・調整を行うため、政策群『安全かつ効率的な国際物流の実現』に関する関係省庁調整会議（以下「調整会議」）を設置する。
2. （1）調整会議の構成員は次の通りとする。ただし、調整会議は、必要と認めるときは構成員を追加することができる。
 - 金融庁 総務企画局総務課特定金融情報室長
 - 総務省 情報通信政策局技術政策課長
 - 財務省 関税局業務課長
 - 厚生労働省 医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長
 - 農林水産省 大臣官房国際部貿易関税課長
 - 経済産業省 貿易経済協力局貿易振興課長
 - 貿易経済協力局貿易管理課長
 - 商務情報政策局情報経済課長
 - 国土交通省 総合政策局情報管理部情報企画課長
 - 自動車交通局総務課安全対策室長
 - 海事局外航課長
 - 港湾局港湾経済課長
 - 政策統括官付政策調整官
- （2）調整会議の議長は、国土交通省政策統括官付政策調整官とする。
3. 調整会議の庶務は、関係省庁の協力を得て、国土交通省政策統括官付において処理する。